

電子処方箋のリフィル処方箋機能の「運用開始日」も入力して下さい

電子処方箋のリフィル処方箋機能についても、お使いの電子カルテやレセプトコンピューターの改修が完了し、発行・受付体制が整いましたら、医療機関等向け総合ポータルサイトから「運用開始日」の入力をお願いします。

Step 1

医療機関等向け総合ポータルサイトの電子処方箋トップから「運用開始日入力」を選択し、次の画面で「電子処方箋のリフィル処方箋機能の運用開始日入力」を選択してください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ep_top



Step 2

電子処方箋のリフィル処方箋機能の運用開始に関する説明を確認のうえ、一番下の「運用開始日入力画面へ進む」ボタンをクリックしてください。



Step 3

「電子処方箋のリフィル処方箋機能の運用開始日入力」ページ下部、「電子処方箋のリフィル処方箋機能の運用開始日」欄に電子処方箋の発行・受付を開始する日付を入力し、確認画面へ進んで、確定させてください。

既に運用開始されている場合は、日付を遡った登録も可能です。



ご注意下さい

電子処方箋のリフィル処方箋機能の運用開始日入力画面で登録された日付をもって、電子処方箋に対応する施設として厚労省HPで公表されます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushisetsu.html

また、各種医療機関等検索サイトでも検索の対象となります。

患者さんはこれら情報を見て来訪されますので、電子処方箋としてのリフィル処方箋の発行または受付を開始されましたら確実に日付入力をして頂くよう、また、未開始の場合は日付を入力されないよう、お願いします。

電子処方箋を運用できない場合、運用開始日を変更してください

システムの長期的な不具合や、電子署名を利用可能な担当の異動・長期不在等により電子処方箋の発行・受付を行えなくなった場合、電子処方箋の運用開始日を変更するか、取下げを行ってください。

Step 1

医療機関等向け総合ポータルサイトの電子処方箋トップから「運用開始日入力」を選択し、次の画面で「電子処方箋の運用開始日入力」を選択してください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ep_top

電子処方箋の利用ステップ

はじめに
電子処方箋の概要

導入・運用
電子処方箋の導入・運用方法

手帳書・マニファ
電子処方箋の手帳書・マニファ

電子署名準備完了の登録
電子署名の準備
HPカード発行

利用申請
電子処方箋の利用申請

運用開始日入力
電子処方箋の運用開始日入力

補助金
電子処方箋の補助金

よくある質問
電子処方箋FAQ

電子処方箋関連運用開始日入力選択画面

電子処方箋の運用開始日入力

Step 2

電子処方箋の運用開始に関する説明を確認のうえ、一番下の「運用開始日入力画面へ進む」ボタンをクリックしてください。

電子処方箋の運用開始日入力

電子処方箋の運用開始日入力画面へ進む

Step 3

「電子処方箋の運用開始日入力」ページ下部、「電子処方箋の運用開始日」欄に電子処方箋の発行・受付を再開できる見込みの日付を入力し、確認画面へ進んで、確定させてください。

再開の見込みが立たない場合は、「運用開始日の取り下げ」ボタンを押して、取り下げてください。

電子処方箋の運用開始日入力

再開見込みが立たない場合

再開見込みが立つ場合

ご注意下さい

電子処方箋の運用開始日入力画面で登録された日付をもって、電子処方箋に対応する施設として厚労省HPで公表されます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushishetsu.html

また、各種医療機関等検索サイトでも検索の対象となります。

患者さんはこれら情報を見て来訪されますので、電子処方箋の発行または受付ができない状態になった場合、すみやかに運用開始日の変更や取下げ手続きを行ってください。